



2018年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ  
代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘  
(コード：9437、東証第一部)  
問合せ先 総務部 株式担当  
(TEL. 03-5156-1111)

米国預託証券のニューヨーク証券取引所における  
上場廃止予定について

当社は、2016年4月28日にニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）における米国預託証券（以下、「ADR」）の上場廃止申請を行うことを公表しましたが、2018年3月19日（米国時間、以下同じ）付でNYSEに対して上場廃止を通知いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2002年3月、外国人投資家の投資機会の拡大により株式の流動性を高めることや、資金調達の選択肢を拡大すること等を目的に、NYSEにADRを上場いたしました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成及び米国企業改革法の求める内部統制の構築を通じて、積極的な情報開示に努めてまいりました。

一方、日本の証券市場の国際化が進展し、外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令及び会計基準等の改正により日米における開示や内部統制に関する規制の差異解消が進展する等、証券市場を巡る環境に大きな変化がありました。上述の環境の変化を踏まえた上で、NYSEにおける当社ADRの取引高が僅少であること等を鑑み、上場を継続する意義が薄れたと判断し、NYSE上場廃止及び米国証券取引委員会（以下、「SEC」）登録廃止の申請を行うことを決定いたしました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

3. NYSE上場廃止およびSEC登録廃止に関する予定

2018年3月19日	NYSEに対して上場廃止を通知
4月2日（予定）	NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請書（Form 25）を提出
4月13日（予定）	NYSE上場廃止の完了 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請書（Form 15F）を提出
7月（予定）	SEC登録廃止の完了および米国証券取引法に基づく継続開示義務終了

なお、SECから審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、その後の予定等に変更が生じる場合があります。

4. 今後の対応

当社は、NYSE上場廃止後も米国におけるADRプログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社ADRの取引は可能となる見込みです。

また、SEC 登録廃止により、年次報告書 (Form20-F) を含む米国証券取引法に基づく開示義務は終了いたしますが、当社の財務諸表やその他の情報の英文による開示は当社ホームページ上で継続し、海外の株主及び投資家の皆様に対する適切な情報提供に努めてまいります。

なお、当社は 2019 年 3 月期第 1 四半期からの国際財務報告基準 (IFRS) 適用を検討しております。

#### 5. 当社 ADR に関する問合せ先

BNY Mellon Depository Receipts (米国)

電話番号 : 1-888-BNY-ADRS (1-888-269-2377、米国内通話無料)  
: 1-201-680-6825 (米国外から)  
(営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで)

ウェブサイト : [www.adrbnymellon.com](http://www.adrbnymellon.com)  
[www.mybnymdr.com](http://www.mybnymdr.com)

E-mail : [shrrelations@cpushareownerservices.com](mailto:shrrelations@cpushareownerservices.com)

以 上